

個人に対する墓石等の修理に係る賠償の請求手続きの開始について

東京電力では、原子力発電所事故の避難指示にともなう管理不能による墓石等の損害に対する賠償につきまして、墓石等の修理費用に対する賠償金の請求書類発送の受付を開始しましたので、この賠償の概要についてお知らせいたします。

○賠償対象となる方

原子力発電所事故発生時点において、双葉町等の対象区域内に存在していた墓石等を所有している祭祀の主宰者である個人の方で、実際に原状回復費用（修理費用）を負担された方

- * 墓石等・・・墓碑および墓碑に付随する構築物。なお、墓碑に付随する構築物とは、墓誌、香炉、塔婆立、外柵等をいいます。
- * 祭祀の主宰者・・・墓、祭壇、位牌など民法上の「祭祀財産」を承継される方。
- * 対象区域・・・帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域

○賠償対象となる資産

原子力発電所事故発生時点で双葉町等の対象区域内に存在していた墓石等

○賠償対象となる損害

原子力発電所事故の避難指示に伴う管理不能による墓石等の損害

○賠償対象となる費用

（1）原状回復費用の実費

- ・ 墓石等の原状回復費用の実費に賠償割合（20%）を乗じた金額が賠償されます。
- ・ 賠償金額は1区画あたり最大30万円となります。
* 1区画あたりの賠償金算定対象額の上限 150万円に賠償割合（20%）を乗じた金額

例) <u>原状回復費用が50万円の場合</u> $50万円 \times 20\% = 10万円$

（2）祭祀に係る費用

墓石等の原状回復の際に実施する、祭祀（開眼・閉眼供養）のための費用相当額として、1区画あたり定額2万円が1回に限り賠償されます。

- * 1区画あたりの開眼・閉眼供養のための費用相当額として、定額10万円に賠償割合（20%）を乗じた金額

(3) 諸費用

賠償請求に係る諸費用として、定額1万円が1回に限り賠償されます。

なお、1万円を超えた場合は、東京電力が領収書（原本）を確認したうえで、合理的な範囲で実費が賠償されます。

○提出書類

賠償請求にあたっては、以下の書類を準備してください。詳細については「別紙1」をご確認ください。

- 原状回復費用の実費を負担されたことが確認できる書類（領収書）（必須）
- 墓石等の存在が確認できる写真（必須）
- 墓地区画の所在地が確認できる書類

○その他

• 1つの墓地区画を複数回に分けて修理された場合や、複数の墓地区画を修理された場合は、1回にまとめて請求してください。

• 後日、「墓石等の移転に係る賠償」（別紙2）につきましても案内される予定ですが、1つの墓地区画につき、「墓石等の修理に係る賠償」と「墓石等の移転に係る賠償」の両方を請求することはできないこととなっておりますので、墓石等を移転された方、もしくは今後移転を予定されている方につきましては、「墓石等の移転に係る賠償」の請求受付開始まで、請求をお待ちいただくようお願いいたします。

• **修理に関する賠償を請求される方につきましては、請求書の発送希望を下記の問い合わせ先までご連絡ください。**

不明な点がある方につきましても、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室
財物（土地・建物・家財）ご相談専門ダイヤル
電話：0120-926-596
受付時間：午前9時から午後9時

提出書類について

1 原状回復費用（修理費用）の実費を負担されたことが確認できる書類（必須）
墓石等の修理にかかる領収書（原本）

2 墓石等の存在が確認できる書類（必須）

墓地区画ごとに、以下の3点すべての写真（原本）

①墓地区画全体の写真

②墓銘がわかる写真

③（平成23年3月11日以前に）直近で埋葬された方のお名前がわかる写真

3 墓地区画の所在地が確認できる書類

請求者が修理された墓石等が存在する墓地の区分（1）～（4）に応じて、墓地区画の所在地が確認できる書類のうち、いずれか1つ

（1）寺院・民営・公営墓地

・埋蔵証明書（原本）

・永代使用許可書（写し）

・墓地使用証明書（東京電力による書式）

*これらの証明書類に所在地の記載がない場合は、墓地の所在地（番地まで）が記載されたパンフレットやホームページの写しを併せて提出してください。

（2）村落・共同墓地

・埋蔵証明書（原本）

・永代使用許可書（写し）

・墓地管理組合の規程または約款の写し（墓地の名称および所在地が確認できる箇所の写し）

・組合の看板の写真（名称および所在地が確認できるもの）

*すでにお手元にある場合のみ、墓地の名称および墓地区画の所在地がわかるページ（写し）を送付してください。

（3）個人墓地（ご自身以外の方の土地）

・土地使用者確認書（東京電力による書式）

・使用貸借契約書（写し）

（4）個人墓地（ご自身の土地）

・課税明細書（原本）

・不動産登記簿（原本）

*課税地目、登記地目が「墓地」である必要はありません。

*課税明細書を東京電力に既に送付されている場合、再度送付する必要はありません。

*不動産登記簿は東京電力にて取得するので、送付する必要はありません。

※墓地の区分が（1）～（3）の場合で、上記の書類がお手元がない場合やご準備できない場合は、平成23年3月11日以前に墓地区画の所在する市町村に請求者本人が居住していたこと、もしくは請求者の親族が居住していたことの内いずれかを証明できる書類（住民票等）を提出することで請求できることとなっております。

なお、他の賠償の請求の際に、東京電力に対してすでに住民票を提出している場合には再度提出する必要はありません。

墓石等の移転に係る賠償について

「墓石等の移転に係る賠償」につきましては後日改めて案内がされる予定ですが、この「墓石等の修理に係る賠償」の受付開始にともない、賠償の概要についてお知らせします。

なお、「墓石等の修理に係る賠償」と「墓石等の移転に係る賠償」につきましては、いずれか一方の請求となっております。

1. 賠償対象となる方

原子力発電所事故発生時点において、双葉町等の対象区域内に存在していた墓石等を所有されている祭祀の主宰者である個人の方で、実際に移転費用を負担された方

2. 賠償対象となる資産

原子力発電所事故発生時点に双葉町等の対象区域内に存在していた墓地区画内の墓石等

3. 賠償対象となる損害

原子力発電所事故の避難指示にともなう管理不能による墓石等の損害

4. 賠償される金額

賠償される費用は、墓石等の移転に係る費用※となります。

なお、賠償金額は1つの墓地区画あたり150万円（税込）が上限となっております。

※墓石等の運搬費用、祭祀に係る費用、墓石等の移転をともなう修理費用、あるいは移転できない場合の墓石等の新規取得費用

5. その他

- ・墓石等の移転とは、墓石等を別の墓地に移動することをいいます。
したがって、同一墓地内での移動は、賠償の対象となりません。
- ・原子力発電所事故の避難指示にともなう管理不能による損害が賠償対象となることから、毀損が生じていない墓石等は、賠償の対象とはなりません。
- ・今後の検討にともない、ご案内の内容に変更が生じる可能性があります。

墓石等の賠償に係る町内の公営、共同墓地の所在住所について

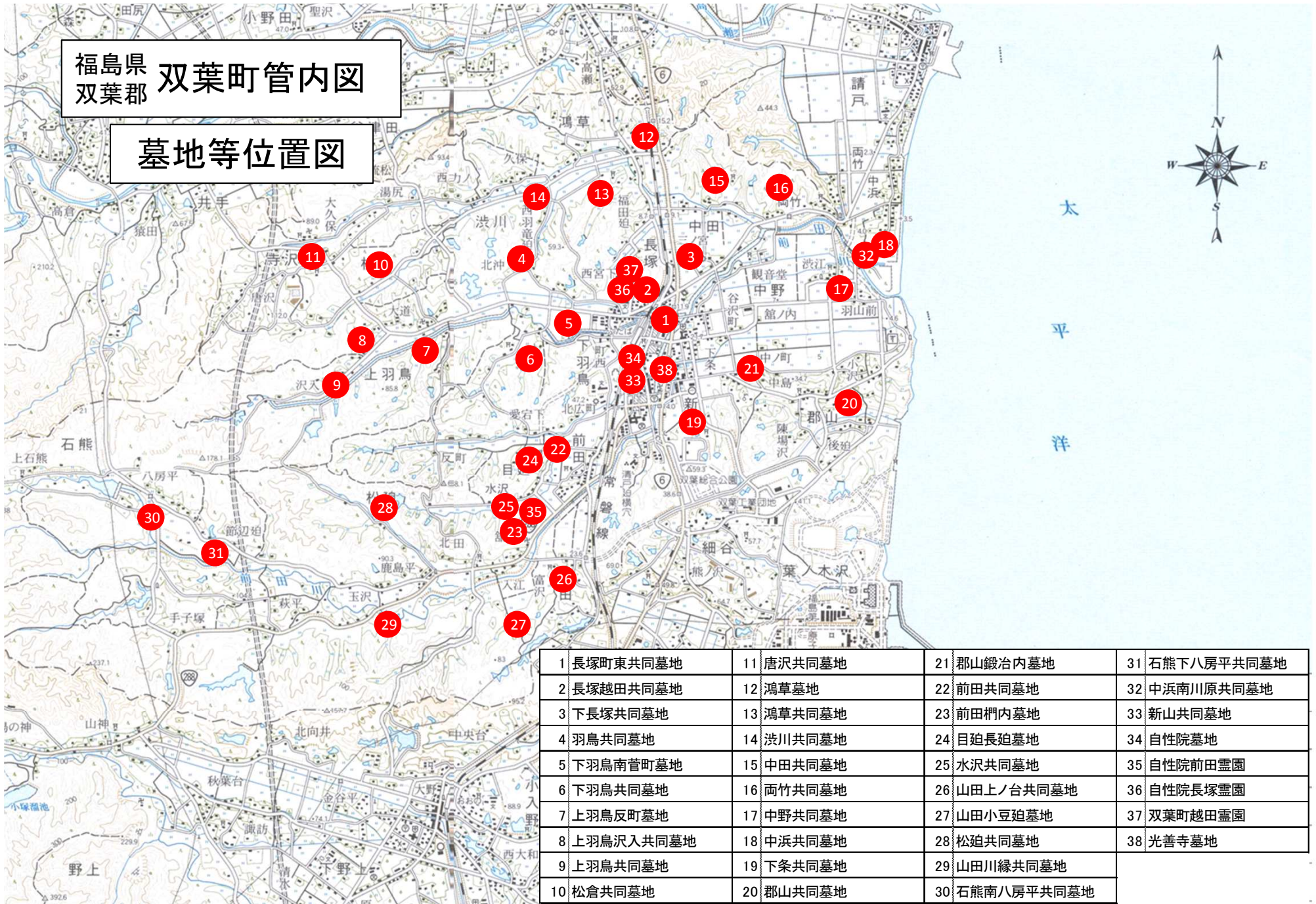
「墓石等の修理に関する賠償」の請求書において、墓地の所在住所が必要(所在地の地番が不明の場合は「字」まで記入)になるため、参考までに町で把握している所在住所をお示ししますので活用してください。(裏面に図面があります。)

番号	墓地名	墓地の所在地
1	長塚町東共同墓地	長塚字町東172
2	長塚越田共同墓地	長塚字越田27 ※
3	下長塚共同墓地	長塚字寺内前129
4	羽鳥共同墓地	下羽鳥字北沖304
5	下羽鳥南菅町墓地	下羽鳥字南菅町121
6	下羽鳥共同墓地	下羽鳥字南迫510
7	上羽鳥反町墓地	上羽鳥字反町137
8	上羽鳥沢入共同墓地	上羽鳥字沢入405
9	上羽鳥共同墓地	上羽鳥字沢入409
10	松倉共同墓地	松倉字葉ノ木谷地179
11	唐沢共同墓地	寺沢字唐沢154-1 ※
12	鴻草墓地	鴻草字東迫136
13	鴻草共同墓地	鴻草字北布田41
14	渋川共同墓地	渋川字竹下129
15	中田共同墓地	中田字マミ穴183
16	両竹共同墓地	両竹字稻荷迫263
17	中野共同墓地	中野字高田121
18	中浜共同墓地	中浜字南川原66 ※
19	下条共同墓地	新山字漆迫247
20	郡山共同墓地	郡山字台103
21	郡山鍛冶内墓地	郡山字鍛冶内75
22	前田共同墓地	目迫字長迫89
23	前田櫛内墓地	前田字櫛内92
24	目迫長迫墓地	目迫字長迫47 ※
25	水沢共同墓地	水沢字火ノ迫47
26	山田上ノ台共同墓地	山田字上ノ台112
27	山田小豆迫墓地	山田字小豆迫42-2
28	松迫共同墓地	松迫字道六神151
29	山田川縁共同墓地	山田字川縁106
30	石熊南八房平共同墓地	石熊字南八房平158 ※
31	石熊下八房平共同墓地	石熊字下八房平187 ※
32	中浜南川原共同墓地	中浜字南川原182
33	新山共同墓地	新山字根小屋14 ※
34	自性院墓地	新山字東館193 ※
35	自性院前田霊園	前田字櫛内76
36	自性院長塚霊園	長塚字越田60
37	双葉町越田霊園	長塚字越田34-1
38	光善寺墓地	新山字広町3-2

※複数の地番にまたがる墓地については、代表的な地番を示しました。
実際の墳墓が所在する地番と異なる場合がありますので、ご注意ください。

福島県 双葉郡
双葉町管内図

墓地等位置図



1 長塚町東共同墓地	11 唐沢共同墓地	21 郡山鍛冶内墓地	31 石熊下八房平共同墓地
2 長塚越田共同墓地	12 鴻草墓地	22 前田共同墓地	32 中浜南川原共同墓地
3 下長塚共同墓地	13 鴻草共同墓地	23 前田櫛内墓地	33 新山共同墓地
4 羽鳥共同墓地	14 渋川共同墓地	24 目迫長迫墓地	34 自性院墓地
5 下羽鳥南菅町墓地	15 中田共同墓地	25 水沢共同墓地	35 自性院前田霊園
6 下羽鳥共同墓地	16 両竹共同墓地	26 山田上ノ台共同墓地	36 自性院長塚霊園
7 上羽鳥反町墓地	17 中野共同墓地	27 山田小豆迫墓地	37 双葉町越田霊園
8 上羽鳥沢入共同墓地	18 中浜共同墓地	28 松迫共同墓地	38 光善寺墓地
9 上羽鳥共同墓地	19 下条共同墓地	29 山田川縁共同墓地	
10 松倉共同墓地	20 郡山共同墓地	30 石熊南八房平共同墓地	